

我孫子市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和7年8月改訂

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設等へのネーミングライツ導入について、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について基本的な考えをまとめたものです。

2 ネーミングライツ導入の目的

市が所有する施設等の運営・維持管理に充てる新たな財源を確保し、安定的な施設等の運営を行うとともに施設等の魅力を高めることにより、地域の活性化を図ることを目的とします。

3 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、施設等に愛称を命名する権利及びこれに付帯する特典のことで、事業者(ネーミングライツ・パートナー)からその対価(以下「ネーミングライツ料」という。)を得て、新たな財源確保策の一環として施設の運営・管理に役立てようとするものです。

ネーミングライツ導入後は、市は愛称を市が作成する広報・パンフレット等の印刷物、ホームページ等で積極的に使用しますが、一般的な呼称であるので、条例上の施設名称(正式な名称)を変更するものではありません。

4 対象施設等

文化施設、スポーツ施設、公園、道路その他市が所有する公共施設を対象とし、市役所等の庁舎、学校、市営住宅のほか、ネーミングライツの対象としてふさわしくないと判断した施設等は、ネーミングライツ事業の対象外とします。

5 導入手続き

ネーミングライツの導入は、市がネーミングライツ・パートナーを募集する「公募型」、又は、民間事業者等からの提案による「提案型」の方法により、別紙1「ネーミングライツ導入手続きの流れ」のとおり手続きを進めるものとします。いずれの場合においても、導入候補とされた施設等を所管する部署が手続きを進めるものとします。

なお、「提案型」の場合で、提案があった施設等について、市が改めてネーミングライツ・パートナーの募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合は、その手続きの途中で「公募型」の手続きに切り替えることができるものとします。

6 ネーミングライツ料の設定

ネーミングライツ料は、導入施設等の利用者数、知名度、維持管理及び運営に係る経費、他自治体における類似事例等を勘案し、総合的に検討して設定します。

ネーミングライツ料は、金銭だけでなく、施設等で利用可能な製品等の提供や役務(サービス)の提供等も対象とすることができます。

7 愛称使用期間

原則として3年以上とし、募集要項において定めるものとします。また、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮した期間とします。

なお、期間の更新については、「21 ネーミングライツの更新」のとおりです。

8 愛称について

(1)市民に親しまれ、利用者にとってわかりやすいものとします。

(2)以下のものは、使用できません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- ② 政治活動又は宗教活動に関するもの
- ③ 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- ④ 美観風致を害するもの
- ⑤ 我孫子市暴力団排除条例(平成 24 年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者と関係するもの
- ⑥ 市の業務遂行に支障を及ぼすもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの
- ⑧ その他市としての公共性及び品位を損なうもので広告媒体に掲載する広告として適当でないもの

(3)第三者の商標権等の権利を侵害するおそれのあるものは使用できません。

(4)必要に応じ、施設名称と併記したり、施設名称のみを使用する場合があります。

(5)市以外の地域を連想させるようなものは使用できません。

(6)施設利用者の混乱を避けるため、合併等による商号の変更等やむを得ない場合を除き、契約期間内における愛称の変更はできません。

9 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

区分	費用負担者
市の既存の看板から愛称が記載された看板への変更及び新設(既設・新設看板の維持管理を含む。)(※1)	ネーミングライツ・パートナー(※2)
契約期間終了後の看板の原状回復	ネーミングライツ・パートナー(※2)
契約後に行う市作成印刷物等への愛称の標示	市

※1 愛称が記載された看板の新設については、設置の可否及び規格・デザインも含め

て、ネーミングライツ・パートナーと市との協議により決定します。

敷地外、道路案内標識等の表示変更は市と関係機関と協議のうえ、変更可能なものについてのみ行うものとします。

※2 ネーミングライツ料の他に別途費用とします。

10 応募資格

政治的または宗教的目的を主たる目的とする法人その他の団体及び以下の(1)から(7)に該当する者を除き、ネーミングライツ・パートナーになることを希望する法人その他の団体等(個人事業主を含む。)とします。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (2)貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
- (3)我孫子市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者と関係する者
- (4)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者
- (5)市から指名停止措置等を受けている者
- (6)国税及び地方税を滞納している者
- (7)その他ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める者

11 選考委員会の設置

ネーミングライツの導入にあたっては、関係部署の職員からなる選考委員会を設置し、募集条件や事業者等のネーミングライツ・パートナーとしての適格性等を協議・審査します。

同委員会の委員は、対象施設所管部長を委員長とし、対象施設所管課長、企画調整担当課長、財政担当課長、広報担当課長、資産管理担当課長、商業観光担当課長で構成します。

12 募集方法

選考委員会による募集要項の決定後、市の広報、ホームページ等により幅広くネーミングライツ・パートナーの公募を周知します。募集期間は、原則として30日以上とします。

13 募集に係る必要書類

ネーミングライツ事業に応募を希望する者は、ネーミングライツ・パートナー応募申請書(様式第1号)及びネーミングライツ・パートナーの応募に係る誓約書(様式第2号)に次の書類を添えて、市長に提出します。

- (1)事業者の概要を記載した書類(パンフレット・ホームページURLの添付でも可)
- (2)登記事項証明書(法人の場合のみ)
- (3)直近1事業年度分の決算報告書(個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可)
- (4)直近1年間分の納税証明書(課税されている国税及び市税について、管轄税務署、都道府県及び市町村が発行する滞納がないことの証明書)
- (5)既存または新設の看板に標示する文字形態、文字の大きさ、文字色、マークの形状等を示すもの(任意様式)
- (6)その他市長が必要と認めるもの

14 優先交渉権者及び次点交渉権者の選考

選考委員会において、以下の審査項目及び着眼点を基に申込者の審査を行います。審査の際、同委員会の委員長が必要と認めた場合は、提案した愛称について申込者に説明を求めることができるものとします。

申込者が1者の場合でも、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか審査を行います。

市と優先交渉権者との間で、契約内容について合意の可能性がないと市が判断した場合は、優先交渉権者と契約の交渉を打ち切り、優先交渉権者の決定を取り消し、次点交渉権者と契約の交渉を行うことができるものとすることから、次点交渉権者も併せて審査します。

○審査項目及び着眼点

(ア)応募団体

- a 応募資格に当てはまるか
- b 経営は健全か(ネーミングライツ料の支払能力)

(イ)愛称案

施設の管理運営に支障が生じないか

(ウ)ネーミングライツ料

市の希望価格等や他の応募者との比較

(エ)施設の魅力向上、地域活性化につながる提案

- a 導入する施設にふさわしい内容か
- b 実現可能な内容か

15 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した際は、ネーミングライツ・パートナー選考結果を通知します。優先交渉権者の決定の結果通知後は、特段の事由がない限り、辞退できないものとします。

16 優先交渉権の取り消し

- (1)次のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者としての決定を取り消すものとします。

- ア 応募の提案内容に虚偽の記載があった場合
 - イ 優先交渉権者が応募者の資格を失った場合
 - ウ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、優先交渉権者として相応しくないと市が判断した場合
 - エ その他の事由により、優先交渉権者が本件契約を締結しない場合
- (2)前号により、優先交渉権者の決定を取り消したときは、次点交渉権者と契約条件に関する交渉を行います。

17 パブリックコメントの実施

原則として実施しないこととしますが、選考委員会で実施が必要とされた場合には、優先交渉権者の決定後にパブリックコメントを実施します。

18 契約の締結、公表

(1)契約の締結

ネーミングライツ料、契約期間、解除等に関する契約を締結します。

(2)ネーミングライツ・パートナーの公表

契約締結後、市の広報、ホームページ等により、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を公表します。

19 契約の変更

契約期間中、災害や感染症の流行、当初想定していなかった修繕などやむを得ない理由により長期間の閉鎖となるなど、重大な事情の変化が生じた場合には、市とネーミングライツ・パートナーは、契約内容の変更を含めて対応について協議を行うこととします。

20 契約の解除

(1)解除の要件

市またはネーミングライツ・パートナーの事情・瑕疵等により、愛称の使用が困難となった場合は契約を解除することができるものとし、契約の解除に伴い発生する原状回復に必要な費用は、契約解除の原因を生じさせた者が負担するものとし、詳細は契約書において定めることとします。

(2)ネーミングライツ料の返還

契約が解除された場合のネーミングライツ料の返還についての詳細は契約書において定めることとします。

21 ネーミングライツの更新

市は、契約期間終了までに、当該施設についてネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称が頻繁に変更となる事態を避けるため、ネーミングライツの契約期間終了施設においては、現ネーミングライツ・パートナーは選考委員会における審査を実施の上、次期の優先交渉権者となることができます。

22 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料は、各年度分を4月30日(土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日)までに一括で支払うものとし、契約締結年度分については契約日から30日以内に、当該年度分を一括で支払うことを原則とします。

23 リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設につけた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

また、この場合に市が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、ネーミングライツ・パートナーは、市に対し、これに要した金員その他市が要した費用(弁護士費用を含む)を直ちに支払うものとします。

24 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

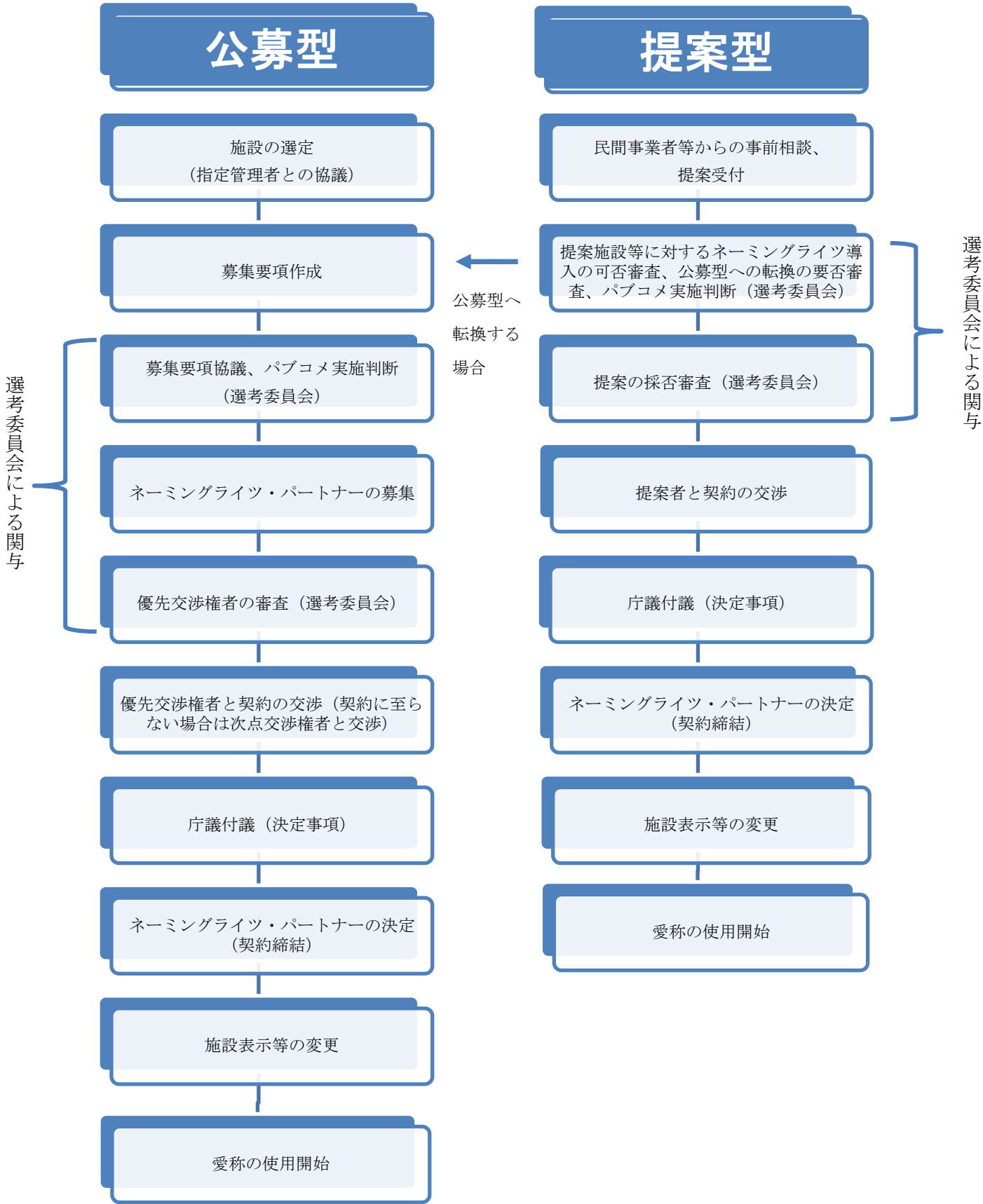
対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨により、指定管理者の不利益とならないよう、次の事項に留意します。

- (1)ネーミングライツ導入に関して、指定管理者から意見・要望等を聴取し、必要な事項について協議すること。
- (2)ネーミングライツが導入された場合において、ネーミングライツ・パートナー、指定管理者、市の三者は、ネーミングライツ導入の趣旨、目的を前提として相互に協力し、良好な関係を保持するよう努力すること。
- (3)指定管理者がネーミングライツ・パートナーとなった場合、ネーミングライツに係る費用は、指定管理料に含めないこと。

25 適用時期

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行します。

ネーミングライツ導入手続きの流れ (別紙1)



ネーミングライツ・パートナー応募申請書

我孫子市長あて

年 月 日

住 所
申請者 商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり、ネーミングライツ・パートナーに応募します。

ネーミングライツを提案 する 施 設 の 名 称	
愛 称 (案)	
愛 称 (案) の 理 由	
ネーミングライツの期間	年 月 日 ～ 年 月 日
応 募 の 動 機	
附 帯 提 案	(ネーミングライツ料の他に附帯的な提案がある場合は記入してください。)
希 望 す る 特 典	(施設使用料の免除など希望する特典がある場合は記入してください。)
①金額又は②役務等提供内容 (以下のいずれかを記入)	
① 金 額	円 (年額／消費税及び地方消費税を含む)
② 役 務 等 提 供 内 容	(年額 円相当の役務)
担 当 者 連 絡 先	部署・役職・氏名
	電 話 番 号
	メールアドレス

※裏面記載の書類を添付の上、提出してください。

添 書 付 類	(1) 事業者の概要を記載した書類（パンフレット・ホームページURLの添付でも可） (2) 登記事項証明書（法人の場合のみ） (3) 直近1事業年度分の決算報告書（個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可） (4) 直近1年間分の納税証明書（課税されている国税及び市税について、管轄税務署、都道府県及び市町村が発行する滞納がないことの証明書） (5) 既存または新設の看板に標示する文字形態、文字の大きさ、文字色、マークの形状等を示すもの（任意様式） (6) その他市長が必要と認めるもの
----------------------	--

ネーミングライツ・パートナーの応募に係る誓約書

年 月 日

我孫子市長あて

住 所
申請者 商号又は名称
代表者職氏名

ネーミングライツ・パートナーの応募に当たり、次の事項を誓約します。

- 一 申込者、申込者の役員は、いずれも、募集要項に定める応募資格の要件をすべて満たしていること。
- 二 この誓約書並びに申込書類及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこと。

上記の誓約に反する事実が判明したときは、申込みを無効とされても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、申込書類、添付書類及び下記役員等名簿の情報を千葉県警察本部、その他関係機関に提供することについて承諾します。

役 員 等 名 簿

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日
代表取締役	(アビコ タロウ) 我孫子 太郎	我孫子市我孫子〇番〇号	昭和〇〇年〇月〇日

※申込者の代表者は、自己の誓約内容とともに、役員の誓約内容についてもすべて自ら確認した上で、記名してください。